

恩給給与細則及び国会議員互助年法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

平成 26 年 4 月 7 日  
総務省人事・恩給局  
恩 給 企 画 課

## 1 恩給給与細則第 10 条の改正

### (1) 規定の概要

恩給給与細則（昭和 28 年総理府令第 67 号）第 10 条では、第 1 項で支払通知書を受給者に交付することを、第 2 項では前項の支払通知書が還付され、権利者の所在が明らかでないときに、還付された日から起算して三か月を経過した日の属する月の次の支給期以後に、支払うべき恩給の支給を差止めることができることを規定しているものである。

#### ① 規定変遷の経緯

恩給給与細則第 10 条第 1 項において、支払通知書の交付について規定されているのは、支払業務を郵政のみで行っていた平成 19 年 10 月以前に、支給業務を所掌する総務省人事・恩給局長（当時の官署支出官は官房会計課長）が受給者に独自の支払通知書を交付するための根拠規定であったことによる。また、同条第 2 項において、支払通知書が還付された所在不明者の支給を差止めることとしたのは、平成 18 年 3 月に、当時、既に国家公務員共済組合連合会や地方公務員等共済組合において生存確認ができない場合に行っていた支給差止めの事務に倣い、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）により、生存確認ができなかった場合に支給を差し止めることとして同細則第 10 条の 3 に規定することとしたことに合わせ、支出の決定において、会計法上①その相手が正当権利者であるかどうか十分確かめる必要があること②調査の結果、妥当でないと認めるときは、これを訂正し、又は支出をとりやめなければならないこと（「最新会計法精解 増補版」とされていることから生存確認ができなかったときと同様に、受給者の所在の確認がとれない場合に支給を差し止めることとして規定したものである。

なお、平成 19 年 10 月以降、恩給の支払業務を銀行にも拡大し、同様に支払業務を拡大した年金グループ（恩給、児童手当、年金等、老齢福祉年金等）全体の支払通知書の交付については、官署支出官（＝総務省人事・恩給局長）が行うべきこととして支出官事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 94 号）第 16 条に規定されたため、当該第 1 項の規定を削除しても差し支えなかった（恩給以外の年金グループの法令等には支払通知書の交付規定なし。）が、恩給法令の改正を最小限度にするため、同条第 1 項の支払通知書の定義のみを改正したものである（参考 1 参照）。

<参考1>規定の変遷

平成19年10月以前	現行	今回改正後
<p>(支払通知書の交付)</p> <p>第十条 総務省人事・恩給局長は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書を支払開始日前に権利者に交付しなければならない。</p> <p>2 前項の通知書が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、総務省人事・恩給局長は、当該通知書が還付された日から起算して三月を経過した日の属する月の次の支給期月以後に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。</p>	<p>(支払通知書の交付)</p> <p>第十条 総務省人事・恩給局長は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書（支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。以下同じ。）を支払開始日前に権利者に交付しなければならない。</p> <p>2 前項の通知書が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、総務省人事・恩給局長は、当該通知書が還付された日から起算して三月を経過した日の属する月の次の支給期月以後に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。</p>	<p>(支払通知書が還付されたときの取扱)</p> <p>第十条 総務省人事・恩給局長は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書（支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十六条第一項による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。）が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支給期月に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。</p> <p>2 (削除)</p>

② 還付から差し止めまでの期間を置くこととした理由

第2項において、支払通知書が還付された日から起算して三か月を経過した日の属する月の次の支給期月以後に支払うべき恩給を差し止めることとしたのは、当規定設置当時（平成18年3月）の恩給受給者数や還付予定数、還付される日数の想定、初めて行う事務（所在不明調査等）の煩雑さ及び過払発生率の高い12月支給期月までにはほとんどの所在不明者についての差し止めを行えること等考慮したものであった（参考2参照）。

<参考2>年度別還付（調査）件数等の推移

（単位：件、千円）

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
受給者数	1,005,990	936,615	866,448	792,847	718,028	645,442	630,483
還付件数	4,936	4,850	4,459	3,550	2,843	1,945	1,878
差止件数	69	172	415	857	793	810	-
過払件数	4,245	4,178	4,522	4,658	4,230	3,502	-
過払金額	378,612	472,919	459,162	381,911	383,431	347,499	-

※受給者数は、H19年度～H24年度は年度末人員、H25年度は予算人員（互助年金除く。）

(2) 改正の概要

支払通知書の交付者については、前述のとおり、官署支出官が支払通知書を交付することとなっており、その根拠は支出官事務規程第16条に規定されているため、第1項の規定がなくとも差し支えないことから、当該規定を支払通知書が還付されたときに、権利者の所在が明らかでないときは支給を差し止めることができることのみの規定に整理して改正するものである。

なお、併せて還付から差し止めるまでの期間を削除することとしたのは、現在の国の財政事情を鑑み、国庫を原資とする恩給の過払いを防ぐことが国益であるため、所在確認できない者への支出を直ちに切りやめることは妥当であること及び当該規定施行後5年以上の実務経験から①支給を差し止めた場合の受給者等からの連絡が早いこと、②早期の所在調査により受給者への支払再開が早急にできる可能性が高いこと等から、速やかに差し止めることが適切であるからである。

## 2 恩給給与細則別紙第44号書式の改正

### (1) 書式の概要

恩給給与細則に規定されている別紙第44号書式は、恩給法（大正12年法律第48号）第75条第1項第1号に規定する扶助料の請求において、恩給法の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号）附則第14条の2第1項の規定により、恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令（昭和55年政令第276号）第1条に規定する公的年金を受給している場合で、同政令第2条に定める額を超える場合には調整を行う必要があるため、当該公的年金の受給の有無について申立てを行うための書式である（参照条文あり）。

### (2) 改正の概要

現行書式において、恩給相談への質問案件の多い①「受給の有無」についての記載部分については記載内容を変更、②「公的年金の種類」については年金証書に記載されている年金コードを追記する等、書式全体を整理し実際に試行を行った。その結果、恩給相談への当該書式に対する質問数が激減（年間約700件⇒約200件）したため、新書式に改正するものである。

## 3 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（以下「旧互助年金規則」という。）第6条の改正

### (1) 規定の概要

当該旧互助年金規則（昭和33年総理府令第41号）第6条は、第1項で支払通知書を受給者に交付することを、第2項では前項の支払通知書が還付され権利者の所在が明らかでないときに、還付された日から起算して三か月を経過した日の属する月の次の支給期以後に支払うべき互助年金の支給を差し止めることができる規定を、平成18年3月に恩給給与細則第10条に併せて設置したものである。

### (2) 改正の概要

上記「1の(2)改正の概要」と同様の理由により、恩給給与細則第10条に併せて改正するものである。

## 4 施行期日

公布の日

《参照条文》

○支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）

第十六条 官署支出官は、官署支出官と同一の官署に勤務する職員に対する旅費及び児童手当、年金等、国庫の支弁に属する恩給の給与金並びに老齢福祉年金の振込みのための支出の決定、外国送金のための支出の決定（職員給与に係る外国送金のための支出の決定を除く。）、官署支出官と同一の官署に置かれた出納官吏に資金を交付するための支出の決定又は電信による支出の決定（第九条第一項第十号の国庫内の移換のための支出の決定に限る。）をし、その旨をセンター支出官に通知したときは、その旨を受取人又は振替先に適宜の方法により通知しなければならない。

2 官署支出官は、前項に規定する場合のほか、振込みのための支出の決定（道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の振込みのための支出の決定を除く。）又は職員給与に係る外国送金のための支出の決定をし、その旨をセンター支出官に通知したときは、センター支出官に振込みの通知をさせる必要がある場合を除き、その旨を受取人に適宜の方法により通知し、又は当該職員給与の支給日に適宜の書面を債権者に交付しなければならない。

3 官署支出官は、年金等、国庫の支弁に属する恩給の給与金及び老齢福祉年金に係る送金のための支出の決定をし、その旨をセンター支出官に通知したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書式による国庫金送金通知書を当該送金の受取人に送付しなければならない。

（以下略）

○恩給法（大正 12 年法律第 48 号）

第七十五条 扶助料ノ年額ハ之ヲ受クル者ノ人員ニ拘ラス左ノ各号ニ依ル

一 第二号及第三号ニ特ニ規定スル場合ノ外ハ公務員ニ給セラルル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相当スル金額

（以下略）

○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和 51 年法律第 51 号）附則

第十四条の二 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料を受ける妻で、前条第一項各号の一に該当するものが、旧通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、前条第一項の規定による加算は行わない。ただし、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料の年額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該扶助料の年額に前条第一項の規定による加算額を加えた額が政令で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該政令で定める額から当該扶助料の年額を控除した額とする。

○恩給法等の一部を改正する法律附則第 14 条の 2 第 1 項の年金たる給付等を定める政令  
(昭和 55 年政令第 276 号)

(法律第五十一号附則第十四条の二第一項に規定する政令で定める年金たる給付)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十四条の二第一項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その額(支給開始時期の繰上げ又は繰下げによりその額が減額され又は増額されている給付については、減額され又は増額されなかつたものとして計算した額)が法律第五十一号附則第十四条第一項の規定により加算する額に満たない給付を除く。

一 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく普通恩給、増加恩給及び傷病年金

二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下この号及び第十号において「法律第百十五号」という。)に基づく老齢厚生年金(その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。)及び障害厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の法律第百十五号に基づく老齢年金及び障害年金

三 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下この号において「法律第百四十一号」という。)に基づく障害基礎年金及び昭和六十年法律第三十四号第一条の規定による改正前の法律第百四十一号に基づく障害年金

四 昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基づく老齢年金及び障害年金

五 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)に基づく退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの並びに同法附則第十三条第一項並びに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)第八条及び第九条(これらの規定を同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項(同法第四十九条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)並びに第二十五条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。)及び障害共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年法律第百五号」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第百五号第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

六 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの並びに同法附則第二十八条の四第一項並びに地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第八条第一項から第三項まで、第九条第二項及び第十条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)、第四十八条第一項及び第二項(同法第五十二条において準用する場

合を含む。)、第五十五条第一項及び第二項(同法第五十九条において準用する場合を含む。))並びに第六十二条第一項及び第二項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年法律第百八号」という。))附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。))及び障害共済年金並びに昭和六十年法律第百八号第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。))に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第百八号第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(第十三章を除く。))に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの(通算退職年金を除く。))

七 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるもの並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)附則第十項及び第十一項(これらの規定を同法附則第十八項において準用する場合を含む。))並びに沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百六号)第三十四条(同令第三十七条第一項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。))及び障害共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金

八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる旧農林共済組合員期間(同法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。))が二十年以上であるもの又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号)第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十四年政令第四十三号)第二十九条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十八号)第十五条第三項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。))及び障害共済年金並びに特例障害農林年金(同法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。))並びに移行農林年金(同法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。))のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金

九 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの(通算退職年金を除く。))

十 法律第百十五号附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

十一 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定に基づく年金たる給付

十二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基づく障害年金

（法律第五十一号附則第十四条の二に規定する政令で定める額）

第二条 法律第五十一号附則第十四条の二第一項ただし書及び第二項に規定する政令で定める額は、八十一万円とする。